

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	自立支援協議会準備会
開 催 日 時	平成22年 2月26日（金）午後2時00分 ～3時30分
開 催 場 所	中部地区会館402B会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：障害福祉課主査 福永、同課主事 尾崎、古川委員、薦田委員、高橋委員、永山委員、君島委員 欠席者：障害福祉課長 登坂
議 題	議題1 前回会議録の確認について 議題2 協議会の名称について 議題3 武蔵村山市の課題および一般的な検討課題について 議題4 協議会の運営主体と組織構成について 議題5 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 前回会議録における文言等について修正すべき箇所を修正することとした。 議題2について： 協議会の名称を「武蔵村山市自立支援協議会」とすることと決定した。 議題3について： 武蔵村山市の課題は、相談支援事業の充実、就労支援体制の強化、地域生活の移行支援の充実である。また、武蔵村山市内での日中活動の場が少ないといった委員さんからの御意見等が今後、自立支援協議会において武蔵村山市の課題となってくるだろうということを確認した。 議題4について： 議題3の検討等ができる組織として定例会、事務局、必要に応じた専門部会、それから個別支援会議については、今後協議会が立ち上がった際にどういう風に拾い上げていくかが課題となってくるだろうということで、この組織構成で自立支援協議会を立ち上げることを決定した。 議題5について： 特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つに)	議題1 前回会議録の確認 (議長兼事務局) それでは、議題1、前回会議録の確認について説明させていただきます。 議題1の自立支援協議会の趣旨、目的、役割につきましては、武蔵村山市の特

まとめる。)

性が分かる資料を事務局が作成し、自立支援協議会の枠組み、いわば、組織作りを検討することということされました。

次に、議題2の協議会設置までの流れにつきましては、そのスケジュールにつき御説明し、理解を得られたと思っております。

議題3のその他につきましては、特段の御意見はございませんでした。前回の会議録の結果につきましては以上でございます。何か御意見、御質問はありますか。

委員から指摘により、第1回会議録につき、一部訂正を加えた。

②協議会の名称について

(議長兼事務局)

それでは、議題2、協議会の名称について御検討いただきたいと思えます。内容について、説明させていただきます。

資料1、「協議会の名称について」を御参照ください。いろいろな名称がありますが、4点ほどあげさせていただきました。キーワードとしては、「障害者」と「地域」という言葉です。「障害者」という言葉を用いることで「誰のため」「誰を対象としているのか」を訴えることができます。また、「地域」という言葉を用いることで、その自治体の特性を重視した協議会であると表現できると考えております。

まず、案1は武蔵村山市障害者地域自立支援協議会です。対象者と地域特性を訴える効果がありますが、長い名称となっているのが欠点であります。

次に案2は武蔵村山市障害者自立支援協議会です。対象者が誰かが明確であり、比較的第三者からもわかりやすい名称です。

続いて案3ですが、武蔵村山市地域自立支援協議会です。「地域」という言葉が、地域の特性に応じた協議会であることを表現できますが、誰のためというのが分かりにくいというのが挙げられます。

最後に案4として、武蔵村山市自立支援協議会です。「障害者」及び「地域」という言葉が用いられておりませんが、コンパクトな名称として親しみやすい名称であると思われれます。この4つの中から委員さんに御検討いただき、最も良い名称であるもので決定いただきたいと思えます。

(委員)

名称も確かに重要な案件である。例えば、「障害者」の「害」の字を漢字でよいのかということと、現在の障害者自立支援法では3障害を対象としているが、谷間の障害はまだ組み込まれていないが、今後どうするかを踏まえると一番すっきりするのは案4ではないか。

(委員)

私も案3か4がよいと思う。地域を入れるか入れないかということで、地域

のことをみんなで考えるか協議会であるということ以案3か、すっきりした案4あたりではないか。

(委員)

私は案2を薦める。職場が障害者地域自立生活支援センターであるが、結局は自立センターとみなさんから言われており、あまり長い名称では良くないと思う。ただし、誰のためであるかということは明確にしたほうが良いのではないかと、このことで、「障害者」という言葉は入れたほうが良いと思う。

(委員)

お伊勢の森についても、名称としては「精神障害者地域生活支援センターお伊勢の森」という名称になった。しかし、事業所の前に出している看板等には、「障害者」という言葉は除いている。「障害者」は入れないほうがよいのではと思う。もし入れるのであれば、「障害者」の「害」の字をひらがなにすることを要するのではないかと、このことで、

(委員)

私も始めは、案2というか「障害者」という言葉がないと誰のためであるか特定できないと思ったが、「自立支援」という言葉が障害者を対象とした言葉であると認知されてきており、高齢者や母子家庭などと混同しなくなってきたのではないかと感じており、正式名を言ってもらいやすいということで案4ではないだろうか。

(議長兼事務局)

それでは、今の御意見を踏まえ、決を採る形で決めたいと思いますがよろしいでしょうか。それともまだ検討の余地がありますか。

(委員)

特に検討する必要はないと思う。

(議長兼事務局)

それでは、決を採りたいと思います。

結果、案4につき全員一致により同意された。

(議長兼事務局)

それでは、全員一致ということで案4ということに決定ということにさせていただきます。理由付けとしましては、現在、障害者自立支援法が浸透してきて、「自立支援」という言葉が、障害者の方を対象とした施策であるという認知が高まっていることと、先ほど2名の委員から御指摘があったように障害者という言葉の内容が現在、3障害を対象としているが、今後3障害以外の谷間の方を対象とした内容を検討することとなる可能性が高いということであえて入れなくても間口を広げた内容で検討できるということで案4とすることとしてよろしいでしょうか。

(委員)

特に異議なし。

(議長兼事務局)

それでは、議題2の協議会の名称については、案4の「武蔵村山市自立支援協議会」ということにさせていただきます。他に何か御意見等ございますか。

(委員)

特になし。

③武蔵村山市の課題および一般的な検討課題について

(議長兼事務局)

それでは、次に議題3の「武蔵村山市の課題及び一般的な検討課題について」を説明させていただきます。資料2をご参照ください。前回の第1回の準備会で御指摘のあったことで武蔵村山市の課題や地域的な課題は何なのかということによってということがわからないと今後、協議会をどのような組織作りにするか把握がしづらいということで内容を作成しました。つきましては、武蔵村山市第2期障害福祉計画の中で御意見のあったものを3点ほど抽出させていただきました。

本市では、平成20年度に第1期障害福祉計画の期間が満了したことから、引き続き障害のある方が自立して生活できるまちづくりの実現及び障害福祉の更なる向上を図るため、平成21年度を初年度とした武蔵村山市第2期障害福祉計画を策定しました。この第2期障害福祉計画を策定するに当たり、市民意識調査及び市民説明会等において意見聴取をし、結果をまとめたところ、主に次の3点の課題への取組みが重要であると位置づけられました。

まず、1点目に相談支援の充実、情報提供体制の充実です。これは、「障害者支援の仕組みが複雑で分かりにくい」、「障害者に対する情報提供体制や相談支援体制の充実に不安がある」等の意見により課題とされたものです。困っている障害者への適切な情報提供と相談支援が必要であるということです。

次に、2点目に就労支援体制の強化です。現在、就労支援センターを設置し、支援を行っていますが更なる支援の充実が必要として課題とされたものです。今、とらいさんにいろいろと御尽力いただいております。週1回、市民総合センターでの出張相談でも多数の方が訪れています。

最後に3点目に地域生活の移行支援です。障害者の中には、「コミュニケーションがとれない又は外出ができない」等の不安を抱えた方がいらっしゃいます。こういった不安を抱えた障害者に対し、地域との連携が必要とされていることから課題とされています。

この他に、一般的な検討事項として武蔵村山市の特性に関らず、他の自治体でも取り組んでいる一般事項として記載させていただきました。先ほど第2期障害福祉計画について簡単に説明させていただきましたが、自立支援協議会は、これら障害福祉計画の策定において、障害福祉サービスの充実のために助言、意見等の付与をいただき、計画の中に活かすということがあげられます。

他に、困難事例の検討です。通常のケースと異なり、より厚い支援を必要とする障害者に対して支援策を検討するため、様々なケースを検討し具体的な方向性を見出します。

このほかに、各委員から提供された提案の検討がされています。例えば、ある市では、移動支援事業のニーズが高まったことにより、どのように事業を充実するかを検討事項にしたところもあります。以前、委員から御意見のあった日中活動の場が少ないため、どのように充実を図るか等、協議会構成員からの意見を協議会の中で検討されていくのかと思います。

他市における検討事項をいくつか御説明します。

相談支援事業の充実や公平性の確保、障害福祉計画の進行管理

困難事例の検討や事業所連絡会の設置

移動支援事業の充実や一般就労の促進

必要な専門部会について専攻テーマや内容の取組み方針やグループ検討

困難事例の検討やサービス利用のモニタリング、相談支援事業者の評価

以上で事務局からの説明を終わります。御意見等お願いいたします。

(委員)

委員さんからの提案ということで収まるかもしれないが、日中活動の場の確保ということは大いに叫ばれているところであり、あえて文面化していくことが重要なことではないだろうか。重度の知的障害の方や身体障害の方の日中活動の場が少ないと思う。現在の身体障害者福祉センターでは、1日15名の受け入れ体制で活動しているが、年々通所希望者が増えている。そのため、1人当たりの通所日数が減ってしまう。他のところと併用しようにも、受け入れ先がなかなか見つからず、在宅となり困っているという現状がある。

(議長兼事務局)

そういう日中活動の場が無いということも地域の課題であることだと思います。

(委員)

委員からの提案という形では見えない部分もでてしまう。

(議長兼事務局)

今後、おそらく自立支援協議会が立ち上がった際には、そういった案件が、具体化され、検討されるのではないかと思います。

(委員)

就労継続支援B型事業所という面では、法外の事業所がB型の新体系に移行したので比較的数字はあるが、生活介護という事業所は市内には、1か所しかなく、それも病院内で行っている形式である。いろんな障害をもった方を受け入れる生活介護が市内にはない。そういったところが、身障センターであると受け入れが限られてしまう。今後さらに困る現状になると予測される。あとは、地域移行という面で、グループホームという生活の基礎となるところが必

要であるだろう。現在、市が都営村山団地の敷地内にグループホームを作るといふことで行動されている。やはり居住の場の確保が必要であると感じる。武蔵村山市は、他市に比べてグループホームが少ない。

(委員)

日中活動の場が不足しているといふことで、通う場所が無い方は、現在は地域でどうされているのか。

(委員)

在宅で生活をしている。身体障害者の方であれば、通える場があれば近隣の市の日中活動の事業所に通っている。しかし、知的障害者の方は、B型の事業所が増えてきてはいるが、B型に通えない重度の方に関しては、行けるところが無く、他市の事業所を利用している現状である。

(委員)

精神障害者に関しても、市内では、3施設しかなく、3施設合わせても定員は百人に満たない。日中活動の場がやはり少なく、就労支援センターに通い、一般就労を目指すしかない現状である。実際に家からどこにも外出できない人はたくさんいる。お伊勢の森に登録している市内の方は、百人前後いる。自立支援医療を受給している方は約750人程度いると思うが、その中の百人も登録は無い現状である。10%程度しかカバーできていない。認定調査に行った際には、やはり家に一日中いるか又は家族が一日中介護するといった現状が多い。日中活動の場という受け皿がもっと増えれば、在宅での生活をしている方も、行動範囲が広くなると思う。

(委員)

資料2の(1)に載せてあるように生活を支援するための情報が入ってこないとか相談の仕方がわからないとかサービスに繋がりにくとも場が無かったり、サービスのメニューが無かったりして在宅で生活している方々に情報を届ける、制度外又は制度を利用できない方々への相談をどのようにするか。

(委員)

福祉の分野では、本当に困ったときでないとか相談をしないところがある。家族が面倒を看れるうちはいいと家族やまわりには思われている。市の市報等に相談を行っているとか掲載しているが、相談はなかなか伸びない現実である。

(委員)

精神の分野では、相談が伸びてこないことや情報が行き渡らないといったことは現状であることは認識したが、他の身体や知的ではどうか。

(委員)

身体や知的の分野でも、サービスを薦めても、親やまわりの方が今のところは大丈夫だと判断し、なかなかサービスにつながらない。

(委員)

精神の相談の窓口は、お伊勢の森、身体や知的の窓口は自立センターで、実

際に相談を受ける職員の数が少なく感じる。できれば職員数を充実していただきたい。

(議長兼事務局)

つまり、本市では相談を受ける環境が十分ではないといえるでしょう。

(委員)

やはり、(1)の相談支援の充実というのが一番の課題といえるだろう。

(委員)

相談支援事業というものがあまり浸透していないといえる。自立支援協議会を浸透させるには相談支援を浸透させることが一番重要だと言われている。先程も述べたが、精神の場合は最後の最後に相談にくるといった現状が多い。相談支援事業を浸透させるのに現在実施しているのは市報に載せて周知することや市の窓口チラシ等を置くことだが、なかなか相談の件数は伸びてこない。例えば、就労の面で盛況というのは、仕事がしたいという方はエネルギーがあり、そこまでいかない方をどうするか。また、市民総合センターに来られる方はよいが、そこまでたどり着けない人をカバーできていないと感じる。

(委員)

手帳の申請等の窓口である市役所がまず、最初に通ることになると思うが、そこでの案内や相談というのができると思うが、そのあたりがどの程度できているかがわからない。

精神の通院医療をしている方等は、今後の生活をどうするか情報がないため知識がない現状であるが、やはり医療を受けたのちの生活をどのようにするか重要であると思う。以前は、保健所も療養生活等のサポートを講演会を通して行っていたが、保健所の機能分業により、講演会でのサポートが減ってきてしまっている。通院治療だけでなく、生活の知識が必要であることや相談が必要であることなどを市民にわかってもらえたらよいと思う。

相談に来れない方に相談ができるように自立支援協議会でできるような形を作ってもらえたらよいと思う。保健所は、結構大変な問題になった場合に警察の問題になるようなケースによって相談に繋がる件数が多い。よって、相談に行き着かない方たちを相談に行き着くようにすることが重要であると思う。

(議長兼事務局)

他の市町村でも、同様に相談支援の充実というのが自立支援協議会の課題となっていると思います。

(委員)

今後の組織のことや委員の選に繋がると思うが、精神の場合は、月1回精神に関する業務に携わる方たちが集まって重要なケース等の検討を行っている連絡会があるが、身体・知的等のネットワーク等の連絡会は市内にはないのか。当事者や家族会を含めて教えていただきたい。

(委員)

就労支援ネットワークがあり、月1回定例会を持って行っている。市内の就労事業所等の10団体が集まって、市の職員を含めて主に情報交換、就職情報や仕事情報の交換を行っている。

どこかからの会社からの仕事を協力して行おうといった体制をとっている。現在は、市の委託により、花壇の維持管理や配食サービス、ごみ出し支援等を行っている。

(委員)

10団体を教えていただきたい。

(委員)

あかつきコロニー、のぞみ福祉園、ひまわりハウス、えのき園、ぱんぷきん、かたくり、就労支援センターとらい、福生第二学園、自立センター、すきっぴである。

(議長兼事務局)

それでは、意見も出揃ったところで、まとめさせていただきます。武蔵村山市の課題は、相談支援事業の充実、就労支援体制の強化、地域生活の移行支援。武蔵村山市内での日中活動の場が少ないといった委員さんからの御意見が今後の武蔵村山市の課題となってくるであろうことが認識できるということでしょうか。

(委員)

特に異義なし。

④協議会の運営主体と組織構成について

(議長兼事務局)

それでは、議題4の協議会の運営主体と組織構成について説明させていただきます。議題3で結論の出た武蔵村山市の課題や一般的な検討課題を検討する際にどのような組織が必要であろうかを考えて説明させていただきます。

資料3を御覧ください。1の主な組織は、自立支援協議会の一般的なモデルケースにおいて必要な組織を列挙したものです。資料4の組織図と併せて御覧ください。

まず(1)の事務局ですが、日程、会議事項、会議資料等の調整を行い、庶務的な役割を果たします。なお、これを市が行えば、直営型、相談支援事業者に委託した場合は、委託型となります。

次に(2)の定例会です。これは関係者が中心となって定期的開催されます。課題というのは、地域課題の情報共有、協議、検討の会議です。この定例会では、検討しきれない専門的な事案又は課題が発生した場合には、専門部会を設置し、調査研究を命じることができます。専門部会を設置した場合、その研究結果をフィードバックして自治体に提供することが可能となります。定例会は自立支援協議会の中心となる組織です。

次に、先程少し説明した専門部会です。特定の課題に対して調査、研究する組織で必要に応じて設置されます。また、最終報告をまとめて定例会へ報告する義務があります。検討が終われば解散ということになります。

次に全体会になりますが、これについては地域の課題等について関係者が中心となって情報共有及び協議、検討を行うことは定例会と変わりませんが、メンバーが代表者レベルの方々に構成されています。ですから全体会は定例会の上部組織として位置づけられ、規模の大きい自治体に設けられていると考えられます。全体会が存在する場合は、定例会から事案報告がなされることになるので、この報告を全体会が更に検討、承認することになります。したがって、定例会が行う自治体への報告や専門部会の設置等の役割は全体会が担うこととなります。

また最後に、自立支援協議会の組織ではありませんが、特定の対象者の支援に関する協議を行う個別支援会議も自立支援協議会の協力機関として位置づけられます。

これら4つの組織及び1つの協力機関により、自立支援協議会が構成されます。ただし、26市中に全体会と定例会は一体化しているものがほとんどです。それには全体会を設けなくてはならないほどの必要性がないと考えられていると思われます。

したがって、定例会は地域課題及び一般的事項の検討機能、事務局は庶務機能、専門部会は今後市にとって特に必要のある課題の検討のための機能が必要で、これらの組織を中心に自立支援協議会を構成する必要があると考えられます。事務局で考えた組織構造は以上です。検討をお願いいたします。

(委員)

専門部会は、案を拝見すると必要なときに立ち上げ、終わったら解散という性格のものと判断できるが、私の構想では、就労ネットワークや業務連絡会でもそうだが、継続的なある程度分野に特化したネットワークと思うので、専門部会として位置づけられないものか。

(議長兼事務局)

自立支援協議会が立ち上がった際には、必要性があれば方向付けはできると思う。専門部会というものがいつをもって検討が終了したかということになると思う。短期集中型で半年から1年間、1つのテーマを検討し終了するか、それともある程度長期的に検討するか部会を設置するときに判断できると思います。

(委員)

事務局を市が行うのか、相談支援事業者に委託するのは大きな意味合いである。

(議長兼事務局)

一定の方向付けを事務局が行わないと自立支援協議会が形骸化してしまう

と思うので市が事務局を担う形になると考えている。将来的には、安定したら相談支援事業者に委託したいと考えている。

(委員)

武蔵村山市に定例会があると一番よいと思う。

(議長兼事務局)

今回の資料は、本市に当てはめた際にはこういうものであるという形で作成しました。他市の組織構成等の状況を知っている方がいれば教えていただきたいと思います。

(委員)

基本的に定例会は月に1回ということか。

(議長兼事務局)

自立支援協議会を立ち上げる段階で何回行うかを決めることになると思う。

(委員)

専門部会をどうするかであろう。何か問題が起きた場合に立ち上げるのか、又は3障害を別に立ち上げる形で行うと考えてよいのか。

(委員)

市によって様々であり、障害別で行わない場合もある。現在あるネットワークを活かした形で専門部会にしている自治体もある。

(委員)

障害を別にして、意見を集約し、定例会に上げるのがよいのではないか。

(委員)

課題に応じて専門部会は設置されるので部会が多様に変化している。

(議長兼事務局)

事務局より、他市ではどんな部会があるかを情報提供します。「就労に関すること、子供に関すること、ガイドヘルパー不足対策、一般就労の移行促進、施設・病院からの地域移行の事例検討、障害福祉計画部会、相談支援事業部会、働く・暮らすについての権利擁護部会、障害を持つ方の安心安全な地域生活、地域のインフォーマルな支援について」があげられている。また、自立支援協議会が立ち上がった場合に、その部会をどうするかが考えられています。

(委員)

訪問サービス系や日中活動系サービスといったサービス内容別に部会を開催しているところもある。

(委員)

自立支援協議会を立ち上げる際に、既存のものを有効活用し、大きな部会を作り、内容によって、専門部会を立ち上げて一定程度集中して行えるものがあればよいと思う。

(議長兼事務局)

自立支援協議会が立ち上がった際に、第1回のテーマは何にするか、部会を

どのようなものにするかを検討することができると思います。よって、部会は必要と思います。

(委員)

部会をきちっとしたものにするのを自立支援協議会の中で考えていかななくてはならないと思う。組織図に関しては、このとおりでよいと思う。後は、個別の支援会議をどのように拾っていくかを協議会の中で検討できればよいと思う。

(委員)

この組織でよいかということであれば、全体会はなく、定例会が1番で後は協議会が立ち上がったから必要な事項を専門部会等について話し合うのならよいと思う。

(議長兼事務局)

まとめさせていただくと、議題4については、議題3の検討をする組織としては、定例会、事務局、必要に応じた専門部会、それから個別支援会議につきましても、今後協議会が立ち上がった際にどういう風に拾い上げていくかが課題となってくるだろうということで、この組織で立ち上げて検討していくことでよろしいでしょうか。

(委員)

特に異議なし。

⑤その他

(議長兼事務局)

議題5その他について、委員の皆様から事務局に御質問等がございましたらお願いいたします。

(委員)

特になし。

(議長兼事務局)

それでは、次回の会議日程について調整させていただきます。次回のテーマは協議会の構成メンバーの選考についてです。次回は、3月19日の午後2時から開催させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

問題なし。

(議長兼事務局)

それでは、次回は3月19日の午後2時から開催させていただきたいと思います。本日は皆様お疲れ様でした。

会議の公開・ 非公開の別	■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 〇人
-----------------	--	---------------

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____）
------------------	--

庶務担当課	健康福祉部	障害福祉課（内線：642）
-------	-------	---------------

（日本工業規格A列4番）